

令和 8 年（第 1 回定例会）

厚生環境教育委員会 会議録

令和 8 年 3 月 5 日

厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時 令和8年3月5日(木)

開議 午前10時00分

閉議 午前12時2分

○開会場所 市議会 第3委員会室

○出席委員(8名)

委員長 松川峰生 副委員長 石田 強

委員 美馬恭子 委員 小野正明

委員 森 大輔 委員 穴井宏二

委員 加藤信康 委員 市原隆生

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

○執行部出席者

教育長	寺岡 悌二	市民福祉部長兼 福祉事務所長	田 辺 裕
こども部長	宇都宮 尚代	いきいき健幸部長	阿 南 剛
教育部長	矢野 義知	いきいき健幸部次長 兼スポーツ推進課長	豊 田 正 順
教育部次長兼 教育政策課長	森 本 悦子	市民課参事	田 原 亜 矢子
共生社会実現・部落 差別解消推進課長	江 川 裕 子	生活環境課長	堀 英 樹
高齢者福祉課長	甲 斐 博 幸	ひと・くらし支援課長	佐 保 敬 太
ひと・くらし支援課 参事	入 田 純 子	障害福祉課長	大 久 保 智
子育て支援課長	穴 見 雄 一	こども家庭課長	内 田 千 乃

健康推進課長

末 房 日出子

保険年金課長

岡 崎 章 子

社会教育課長

津 川 文 隆

○議会事務局出席者

議会事務局長 河 野 伸 久 課長補佐 甲 斐 俊 平

主 任 首 藤 卓 也

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第1号	令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第2号	令和7年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	全員一致による 原案可決
議第3号	令和7年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	賛成多数による 原案可決
議第4号	令和7年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	全員一致による 原案可決
議第18号	別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第20号	別府市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第21号	別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第22号	別府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和8年3月5日

厚生環境教育委員会

委員長 松 川 峰 生

厚生環境教育委員会 会議概要

○開議：10 時 00 分

○松川委員長

ただいまから厚生環境教育委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分ほか 7 件であります。審査はお手元に配付してあります議案審査順序表の記載順により各課の説明を受け、質疑の後、採決を行います。

初めに、市民課関係議案の審査を行います。

議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）市民課関係議案について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

市民福祉部長の田辺でございます。

それでは、今回提出しております市民福祉部関係議案の概要について御説明申し上げます。

市民福祉部におきましては、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）におきまして、市民課、共生社会実現・部落差別解消推進課、生活環境課、高齢者福祉課、ひと・くらし支援課、障害福祉課の 6 課より、議第 3 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）におきまして、高齢者福祉課より予算を提出しております。

また、議第 20 号にて別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてをひと・くらし支援課から提出しております。順次、担当課より御説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、市民課関係部分について御審査をお願いいたします。

○田原市民課参事

市民課参事の田原でございます。よろしくお願いいたします。それでは御説明させていただきます。

議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）市民課関係部分について御説明させていただきます。

予算書の 28 ページをお開きください。

歳出について説明させていただきます。

上段 1 行目の事業番号 0178 住民基本台帳事務に要する経費の追加額として 462 万円を計上しております。これは、戸籍に職権により記録された氏名の振り仮名を一括して住民票に記載するための住民基本台帳システム改修事業にかかる経費です。令和 5 年 6 月 9 日に公布された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、令和 5 年法律第 48 号の第 3 施行日であります令和 7 年 5 月 26 日から 1 年を経過した日までに振り仮名の届出が実施されなかった戸籍に対し、本籍地市町村が職権により記録を行った氏名の振り仮名を住民記録システムに一括で取込みを行うために必要な経費の追加を行うものです。

続きまして、事業番号 0179 戸籍事務に要する経費の減額として 2,217 万 7,000 円の減額を計上しております。内訳は、戸籍システム改修事業としまして、住民票に記載されている旧字及び旧字の振り仮名を戸籍の附票に記載するために必要な戸籍システムの改修を行う経費の追加額として 184 万 8,000 円を計上し、また昨年 8 月に別府市に本籍を有する方に郵送しま

した戸籍の振り仮名通知書作成にかかる経費の不用額 102 万円、振り仮名届出受付業務にかかる経費の不用額 2,300 万 5,000 円の減額を計上するものです。

なお、振り仮名届出受付業務にかかる経費の不用額 2,300 万 5,000 円につきましては、当初法務省が全国民に振り仮名の届出を促す方針であったため、振り仮名通知書を郵送した後の大量の問合せや窓口来庁に備えて、問合せ対応や届出の受付等を業務委託により行うことを想定しておりましたが、その後の方針変更もあり、業務委託が不要となったことによるものです。

続きまして、事業番号 1360 証明書等コンビニ交付に要する経費の追加額として 290 万 4,000 円を計上しております。内訳は、コンビニ交付管理に使用している既存の管理端末 3 台の Windows 11 への更新にかかる経費の不用額 235 万 4,000 円を減額し、コンビニ交付システム改修事業としまして、コンビニ交付の戸籍の附票の写しに旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するために必要なコンビニ交付システムの改修にかかる経費 525 万 8,000 円を追加額として計上するものです。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

予算書の 14 ページをお開きください。

上段部分の 5 行目、社会保障・税番号制度システム整備補助金の減額でございます。先ほど歳出で御説明しました住民基本台帳事務に要する経費の追加額及び戸籍事務に要する経費の減額分については、全て国庫補助の対象として計上のため、国庫補助金として 1,755 万 7,000 円を減額するものです。

最後に、その他について、予算書の 6 ページをお開きください。

繰越明許費について御説明いたします。上段部分 1 行目の住民基本台帳システム改修事業、2 行目の戸籍システム改修事業、3 行目の証明書等コンビニ交付システム改修事業につきましては、先ほど歳出で追加額として計上することを御説明しました。しかしながら、事業完了まで一定期間を要し、年度内に事業の完了が見込めないことから、1 行目の住民基本台帳システム改修事業にかかる経費 462 万円、2 行目の戸籍システム改修事業にかかる経費 184 万 8,000 円、3 行目の証明書等コンビニ交付システム改修事業にかかる経費 525 万 8,000 円を計上しております。

以上で、市民課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○穴井委員

すみません。証明書コンビニ交付なんですけども、これ始められてもう何年かなと思うんですが、年々利用者の数は増えているのでしょうか。

○田原市民課参事

お答えいたします。

マイナンバーカードの所有率の上昇に伴いまして、年々利用される方が増えている状況でございます。

○穴井委員

やっぱり証明書発行するのは印鑑証明とか住民票とか、そういうのが多いんですか。

○田原市民課参事

住民票、印鑑証明、戸籍の証明、税の証明と発行しておりますが、御指摘のとおり住民票、印鑑証明はかなり件数が多いです。手数料が通常窓口で取るよりも 150 円安いということもありまして。

○穴井委員

分かりました。

○松川委員長

ほかに。

（「なし」と発言する者あり）

別に御質問ないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）市民課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号市民課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、市民課関係議案等の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、共生社会実現・部落差別解消推進課関係議案の審査を行います。

議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）の関係分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、共生社会実現・部落差別解消推進課関係分について御審査をお願いいたします。

○江川共生社会実現・部落差別解消推進課長

それでは、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）のうち、共生社会実現・部落差別解消推進課関係部分について御説明いたします。

歳出について御説明をさせていただきます。

予算書の 25 ページのほうをお開きください。

25 ページ上から 3 段目、下の事業番号 1151、男女共同参画センター管理に要する経費の減額として 251 万 1,000 円を計上しております。男女共同参画センターの施設維持管理等委託料でありますけれども、令和 7 年 11 月からセンター 2 階の貸館部分が美術館の所管となり、改修工事等を実施しているため、男女共同参画センターとして施設管理する範囲と期間が縮小したことなどにより、清掃業務委託料を減額するものです。

次に、予算書の 65 ページのほうをお開きください。

上から 2 段目、事業番号、よろしいでしょうか。上から 2 段目、事業番号 0648 人権教育総

合推進に要する経費の減額として 229 万 8,000 円を計上しております。これは、市民を対象とした人権問題に関する市民意識調査の業務委託料ではありますが、入札残など決算見込みにより減額するものです。

以上で、共生社会実現・部落差別解消推進課関連予算の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員

すみません、最後の委託料減額なんですけれども、今後もアンケート調査は実施されていくんですかね。

○江川共生社会実現・部落差別解消推進課長

今後も、5年ごとに意識調査のほうをしていきまして、人権教育の推進に関する基本計画というものがありますので、そちらに見直しをして反映させていくというふうになっております。

○美馬委員

分かりました。

○松川委員長

ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）共生社会実現・部落差別解消推進課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号の関係分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、共生社会実現・部落差別解消推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、生活環境課関係議案の審査を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）生活環境課関係分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、生活環境課関係部分について御審査をお願いいたします。

○堀生活環境課長

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）生活環境課関係部分につきまして御説明いたします。失礼します。

予算書の43ページをお開きください。

事業番号0354、ごみ収集に要する経費の減額分についてでございます。内訳といたしまして、指定ごみ袋作成業務委託料の1,359万6,000円の減額でございます。今回の減額も、物価高騰対策の指定ごみ袋無料配布事業や、入札残によりまして当初予算時の見込みから需要が減ったことで、今回減額補正の計上をさせていただくものでございます。令和7年度別府市一般会計当初予算にて可決いただきました当該事業費において、委託料9,107万6,000円を1,359万6,000円減額いたしまして、決算見込額としまして7,748万円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが生活環境課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑の方は御発言願います。

○美馬委員

すみません。今言われた無料配布事業ですよね、これは物価高騰で資金が出てきているんですけど、その分の減額というふうに理解していいんですか。

○堀生活環境課長

そのごみ袋の無料配布の事業もございしますが、入札残の部分が主なものと今回なっております。

○松川委員長

ほかにいいですか。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）生活環境課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号生活環境課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、生活環境課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、高齢者福祉課関係議案の審査を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）高齢者福祉課関係部分及び議第3号令和7年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）高齢者福祉課関係分について説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、高齢者福祉課関係部分につきまして御審査をお願いいたします。

○甲斐高齢者福祉課長

それでは、配付資料にて御説明いたします。まず、資料左上の議第3号令和7年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）から御説明いたします。

資料左側上段の歳出を御覧ください。

一番上に記載しております①4402 要介護認定に要する経費の427万1,000円の減額でございますが、決算見込額に基づいて減額補正しております。

次に、その下、②のうち、増額補正となりました4439 地域密着型介護サービス給付に要する経費1,301万9,000円、4409 居宅介護福祉用具購入に要する経費105万6,000円、4413 介護予防サービス給付に要する経費1,245万、4415、介護予防福祉用具購入に要する経費67万1,000円、4417 介護予防サービス計画に要する経費190万6,000円につきましては、利用者の増加等により保険給付費とケアプランにかかる作成費用額が増額となっております。

また、福祉用具につきましては、利用方法がレンタルのみから購入を選択できるようになったことに伴い、増額補正をするものでございます。②のうち、減額補正するものとして、4407、施設介護サービス給付に要する経費7,906万6,000円、4411 居宅介護サービス経費計画に要する経費720万1,000円、4441、地域密着型介護予防サービスに要する経費447万円につきましては、利用者の減少等に伴う保険給付費の決算見込額に基づいて減額補正するものでございます。

次に、下の③、④の経費につきましては、これは地域支援事業の関連でございますが、こちらそれぞれ決算に基づいて、4465 通所型サービス給付に要する経費を2,609万6,000円、4466 訪問型サービス給付に要する経費を966万3,000円、4448 介護予防マネジメントに要する経費384万5,000円、4457 介護予防普及啓発に要する経費、これは健康推進課の予算になりますが168万7,000円、4459 地域包括支援センターに要する経費353万8,000円、4454、介護給付費適正化に要する経費266万6,000円、4458 食事サービスに要する経費452万6,000円減額補正するものでございます。

その下の基金積立金652万2,000円につきましては、後ほど歳入の中で御説明いたします。

歳出合計金額1億1,140万5,000円に関連して、右側歳入を御覧ください。

①につきましては、事務費繰入金として一般会計から繰り入れる金額を、歳出の①4402、要介護認定に要する経費の減額に伴い、427万1,000円を減額しております。②につきましても、国支払い基金、県の介護給付費負担金及び交付金、国からの調整交付金、市からの介護給付費繰入金、Dまでの合計4,909万8,000円が歳出②の補正金額に伴い、減額となっております。

また、③、④につきましても、国支払い基金、県及び市からの地域支援事業繰入金、Eまでの3,179万2,000円及び、Fまでの826万1,000円の合計4,005万3,000円が減額となっております。

このうち、色づけをしております市からの①事務費繰入金、Cの427万1,000円、②の介護給付費繰入金、Dの770万4,000円と③、④地域支援事業繰入金、Eの516万1,000円、Fの206万5,000円につきましては、資料下段の左側、一般会計歳出の同色色づけ部分の①その他一般会計繰出金、②の介護給付費繰出金と③及び④の地域支援事業繰出金として、それぞれ同額を減額しております。

歳入に戻っていただきまして、その下の別府市介護給付費準備基金積立金運用収入の追加

額 652 万 2,000 円につきましては、介護給付費準備基金の運用収入の利子が増額見込みのため補正するもので、基金積立金とするために、左側、歳出の一番下、4425 基金積立金の追加額として同額を計上しております。

以上によりまして、介護保険事業特別会計の補正歳出合計がAの1億1,140万5,000円の減額で、補正歳入合計がBの8,690万円の減額となり、その差額を左側中段に記載しております予備費の追加額として2,450万5,000円を計上するものでございます。

介護保険事業特別会計補正予算は以上でございます。

続きまして、議第1号別府市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

資料下段の左側、歳出の⑤につきましては、国の総合経済対策を受け、物価高騰に直面する事業者支援として、エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉施設の負担軽減を図るため、昨年同様、電力等高騰分を補助金として増額補正しております。

1427 物価高騰対策に要する経費 1,700 万 1,000 円は、養護老人ホーム以外の社会福祉施設が対象施設となり、1401 物価高騰対策に要する経費 297 万円は、養護老人ホームが対象施設となっております。対象施設の交付申請から補助金の支払いを年度内で終了することが困難であるため、資料一番下左側のその他、繰越明許費、物価高騰対策事業として、歳出の⑤と同額の1,997万1,000円を次年度へ繰り越すため計上しております。

一般会計補正予算の歳出に戻りまして、0265 老人福祉施設措置に要する経費 1,675 万 9,000 円、その下の 1084 介護保険施設等整備費補助金 3 億 1,463 万 5,000 円、0274 在宅支援に要する経費 288 万 7,000 円、0282 敬老行事に要する経費 185 万 6,000 円、1210 介護人材確保育成支援に要する経費 178 万円、それぞれ決算見込額に基づいて減額補正するものでございます。

1084 介護保険施設整備費補助金につきましては、歳出の減額に伴い、右側、歳入の国からの補助金を同額の3億1,463万5,000円を減額しております。

以上、駆け足となりましたが、高齢者福祉課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員

すみません、介護事業の関係なんですけども、居宅介護に関しては増額になった部分もありますけれども、施設介護に関しての費用がかなり大きく減額されているのは、決算の結果ということなんですけど、具体的にはどういうところで減額になってるんですか。

○甲斐高齢者福祉課長

給付費は基本的には毎年伸びている形になります。それに見込んで高齢者福祉課も予算を立ててるんですけども、その予算額、給付額が増えてるのと合わせて予算額も増やしてるんですけども、その予算額を増やした分に対して、そこまでは必要なかったのが減額させてもらってる形になっております。

○美馬委員

利用状況によりということになるんですかね。

それと、福祉用具に関してはレンタルではなくて買取りというふうな形で増額になってるということなんですけれども、その買取りに関しての率といいますか、どのような動きになっているのか分かりますか。

○松川委員長

分かる範囲で。

○甲斐高齢者福祉課長

正直令和6年度から、レンタルのみじゃなくて購入も可能になったんですけども、その利用率、購入の率に関しては私もちょうと把握はしておりませんが、一応購入可能になった分に関しては、固定用のスロープとか歩行器、歩行補助杖、こういうものが対象になっておりますので、こういった分で多少なりとも利用者にとって使いやすさ、またはレンタルよりも購入したほうが格安というか、今後の費用はかからないというふうには一応うちのほうでは把握しているところでございます。

○美馬委員

ベッドに関してはね、やはりかなりレンタルが多くはなっていると思うんですけども、そのベッドに関しても更新というかね、レンタルベッド自体の更新、そういう費用に関してはどこで対応してらっしゃいますか。

○甲斐高齢者福祉課長

この分に関しては、通常の介護給付費の中で入れさせていただく形になっております。あくまでも福祉用具の要する経費の中になっておりますので。

○松川委員長

ほか、いいですか。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号高齢者福祉課関係については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第3号令和7年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）高齢者福祉課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と発言する者あり）

御異議ありますので、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

議第3号高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。

よって、議第3号高齢者福祉課関係分については可決すべきものと決定いたしました。

以上で、高齢者福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、ひと・くらし支援課関係議案の審査を行います。

議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）ひと・くらし支援課関係部分及び議第 20 号、別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、当局から一括で説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、ひと・くらし支援課関係部分について審査をお願いします。

○佐保ひと・くらし支援課長

ひと・くらし支援課からは議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分と、議第 20 号別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての 2 つの議案について御説明いたします。

まず初めに、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）関係部分について御説明いたします。配付資料にて説明させていただきます。

まずは歳出から御説明申し上げます。

資料の左側を御覧ください。

一番上の表、事業番号 1199 生活困窮者自立支援に要する経費の減額として 88 万 1,000 円の減額を計上しています。こちらは、令和 7 年度決算見込みに伴う住居確保給付金の減額 143 万 6,000 円と、令和 6 年度生活困窮者自立相談支援事業費の精算に伴う国庫返納金 55 万 5,000 円であります。

次に、上から 2 番目の表、事業番号 1418 住民税非課税世帯等生活支援特別給付金支給に要する経費の減額として 4,967 万 3,000 円の減額を計上しています。こちらは令和 6 年に実施された特別減税の際に、税額が低く、上限額まで減税し切れなかった方などに対し、差額を不足額給付として給付しましたが、事業が終了したことにより、決算見込みに伴う減額でございます。

次に、上から 3 番目の表、事業番号 0307 生活保護適正化実施推進に要する経費の追加額として 2,475 万 7,000 円を計上しています。こちらは平成 25 年度から実施した生活扶助基準改定について、最高裁による保護変更決定処分取消判決に伴い、生活扶助費の追加給付を行うための人件費や業務委託料などの事務費 2,472 万 9,000 円と、令和 6 年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の精算に伴う国庫返納金 2 万 8,000 円を計上しています。

次に、上から 4 番目の表、事業番号 0308 生活保護扶助に要する経費の追加額として 3 億 6,111 万 8,000 円を計上しています。こちらは、生活保護費として令和 7 年度の決算見込みに伴う減額 3,062 万 6,000 円と、最高裁判決に伴う追加給付 2 億 3,101 万 2,000 円との差引き 2 億 38 万 6,000 円と、令和 6 年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴う国庫返納金 1 億 6,022 万 6,000 円、同様に県返納金 50 万 6,000 円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

資料の右側を御覧ください。

一番上の表でございますが、国庫負担金として 1 億 7,501 万 8,000 円を計上しています。こちらは令和 7 年度生活保護費の決算見込みに伴う減額と最高裁判決に伴う追加給付との差額の追加額 1 億 5,028 万 9,000 円と、追加給付を行うための事務費として生活困窮者自立相談、自立相談支援事業費等負担金の追加額 2,472 万 9,000 円を計上しております。

次に、右側上から 2 番目の表を御覧ください。こちらは県負担金として、令和 7 年度生活

保護費の決算見込みに伴う追加額 988 万 8,000 円と、最高裁判決に伴う追加給付の県負担金 253 万円、合わせて 1,241 万 8,000 円を計上しております。

次に、右側一番下の表ですが、国庫支出金過年度収入として 143 万 3,000 円を計上しています。これは、令和 6 年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金の精算によるものであります。

次に、繰越明許費についてです。

資料左側、一番下の表を御覧ください。

歳出でも説明させていただきました生活保護費追加給付事業について、事務費として 2,472 万 9,000 円、生活扶助費として 2 億 3,101 万 2,000 円、合計 2 億 5,574 万 1,000 円を上限に、6 年度に予算を繰り越すものであります。

なお、御説明いたしました生活保護費の追加給付の概要につきましては、もう一部添付しております令和 7 年度 3 月補正予算の概要の 6 ページにありますように、対象世帯は平成 25 年 8 月以降の期間において、生活保護を受給していた約 3,300 世帯を見込んでおります。

補正予算の説明については以上でございます。

○入田ひと・くらし支援課参事

議第 20 号別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書 9 ページをお開きください。

社会福祉会館の開館時間は午前 9 時から午後 10 時までとしておりましたが、夜間利用者が非常に少ない状況を勘案し、第 4 条中、開館時間を午後 8 時までに一部改正しようとするものです。

なお、利便性を確保するため、第 4 条中、ただし必要があると認めるときは開館時間を変更することができる部分につきましては、現行どおりといたします。

以上で、ひと・くらし支援課関係部分の説明を終わります。委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

なお、一括して両係とも質疑があればしてください。どうぞ。

○美馬委員

すみません、生活保護の最高裁に伴う追加給付の分なんですけれども、これに関しては 8 年度で給付額を決定してということになっているんですけれども、現在支給を受けてない方、その当初支給を受けていただければその間に入る方に関してと、それと、お亡くなりになった方ですね、もう既に他界されている方に関してはどのような形になるのか、教えてください。

○佐保ひと・くらし支援課長

現在保護を受けてなくて、以前保護を受けられてた方につきましては、以前生活保護を受けられていた市町村、別府市で保護を受けられていたのであれば別府市のほうへ、例えば大分市のほうで保護を受けられてて、現在別府市で保護を受けられている、また別府市のほうに転入されたという方であれば、その当時保護を受けていた大分市のほうへ申請するようになります。

また、死亡された方については、今回のこの追加給付の対象とはなりません。

○美馬委員

今の説明に関しては、では個人に対して、何か通達みたいなものが行くようになっているのでしょうか。

○佐保ひと・くらし支援課長

保護を廃止された対象となる方については、今後ホームページですとか市報にて広報していきたいと考えています。

○美馬委員

かなり大きな額ですし、これも大きな問題になっていましたので、しっかりと広報していただいて、8年度中に給付ができるようによろしくお願いしたいと思います。

○松川委員長

ほかには。

（「なし」と発言する者あり）

別に質疑もないようですので、これより採決を行います。

まず、議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）ひと・くらし支援課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号ひと・くらし支援課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第20号別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第20号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、ひと・くらし支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、障害福祉課関係議案の審査を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）障害福祉課関係部分について、当局から説明願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、障害福祉課関係部分につきまして御審査をお願いいたします。

○大久保障害福祉課長

それでは、議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）障害福祉課関係部分について御説明申し上げます。

配付資料を御覧ください。白抜きの文字は、予算書のページを示しております。

事業番号 0237 障害者福祉事務に要する経費について、追加額です。1,547 万 5,000 円でございます。総合福祉システム改修業務委託料であります。令和 9 年度に予定されております、障害福祉サービス等報酬改定の間実施される臨時改定に対応するためのシステム改修経費となります。事業費の負担割合は国 2 分の 1、市町村が 2 分の 1 で実施いたしますので、特定財源として国庫分 773 万 7,000 円を計上いたしております。

事業番号 0244 障害者福祉手当等支給に要する経費についての減額補正 481 万 6,000 円でございます。重度身体障害者タクシー手当の最終決算見込みにより、不用額を減額補正するものであります。

事業番号 1011 地域生活支援に要する経費について、追加額 126 万 9,000 円でございます。前年度事業の精算に伴います国、県への返納金追加額として計上いたしております。

事業番号 1022 自立支援給付に要する経費についての追加額です。1,628 万 7,000 円でございます。同じく前年度事業の精算に伴います国、県への返納金追加額として計上いたしております。

事業番号 1426 物価高騰対策に要する経費について、追加額 1,396 万 8,000 円でございます。本事業は、国においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者支援として、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、県と合わせて障害福祉サービス提供事業所に支援を行うものであります。事業費の負担割合は、県 2 分の 1、市 2 分の 1 で実施いたします。

当該事業は、年度内の完了が困難でありますため、翌年度にわたって負担金支出を必要といたしますので、今回は補正予算と同額にて繰越明許費として計上いたしております。

以上で、障害福祉課関連予算の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議のほど、よろしく願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員

すみません、0244 の部分で、今中身としては重度障害者の方のタクシー使用の実績がかなり低かったということのようではございますけれども、これに関しては、それ以外の手段で動いてらっしゃるとか、そういうことに関しては把握されてますか。

○大久保障害福祉課長

もともとこの重度タクシーというのは、リフト付きのタクシーとして 1,440 円の支給をしておるものなんですけども、その枠を拡大いたしまして普通のタクシーも使えるようになりまして、その券自体が 1,440 円から普通のタクシーを使うと 500 円になるので、その額で落ちております。利用量としても変わっておりません。

○美馬委員

ということは、普通のタクシーで動いてる方も多くなったということのように理解すればいいですかね。

○大久保障害福祉課長

今、ユニバーサルタクシーをかなり導入されてもらってますので、それで動いていらっし

やる方がいらっしゃるということです。

○松川委員長

ほかにいいですか。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに御質問ないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）障害福祉課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号障害福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、障害福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、子育て支援課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）子育て支援課関係部分ほか2件について、当局から一括して説明願います。

○宇都宮こども部長

子育て支援課関係部分について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○穴見子育て支援課長

まず、議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）子育て支援課関係部分について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

予算書37ページをお開きください。

事業番号0291 児童手当支給に要する経費の減額につきましては、19節扶助費、児童手当の減額1億558万5,000円を計上しています。これは、令和7年度の決算見込みに合わせて減額するものです。

次に、事業番号0292 児童扶養手当支給に要する経費の追加額につきましては、22節償還金利子及び割引料国庫返納金487万8,000円を計上しています。これは、令和6年度児童扶養手当給付費負担金の精算に伴い、返納するものです。

次に、事業番号0293 児童健全育成に要する経費の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金、放課後児童クラブ保護者負担金軽減事業補助金、園児の減額410万円を計上しています。これは、令和7年度の決算見込みに合わせて減額するものです。

次に、事業番号1041 放課後児童クラブ施設整備に要する経費の減額につきましては、12節委託料、解体設計委託料の減額336万5,000円を計上しています。これは、解体設計を市職員が行ったことにより委託料が不要となり、減額するものです。

次に、事業番号1421 食材費高騰対策に要する経費の減額につきましては、18節負担金補助及び交付金、食材費高騰対策補助金の減額282万8,000円を計上しています。これは、令和7年度の決算見込みに合わせて減額するものです。

次に、事業番号 1429 物価高騰対策に要する経費につきましては、18 節負担金補助及び交付金、物価高騰対策緊急支援事業負担金 449 万 2,000 円を計上しています。これは国の補正予算を受け、大分県が重点支援地方交付金を活用し、各市町村と協定を締結し、実施する社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業の負担金として支出するものです。子育て支援課で計上する負担金は、子どもに関係のある保育所等の施設を対象としています。

予算書 38 ページをお開きください。

次に、事業番号 0295 保育所入所に要する経費の追加額につきましては、12 節委託料、医療的ケア児保育支援事業委託料の減額 737 万 6,000 円、18 節負担金補助及び交付金、保育園運営費負担金の追加額 5 億 2,769 万 1,000 円、同じく 18 節 2 保育補助者雇上げ強化事業費補助金の減額 1,331 万 4,000 円、保育所等業務効率化推進事業補助金の減額 416 万 1,000 円、給食費保護者負担軽減補助金の減額 127 万 4,000 円の、合わせて 5 億 156 万 6,000 円を計上しています。

保育園運営費負担金の追加額につきましては、国の定める運営費の公定価格単価が改定され、大幅に増額されたことに伴い、決算見込額が当初予算額を上回るため、増額補正を行うものです。そのほかの減額につきましては、令和 7 年度の決算見込みに合わせて減額するものです。

次に、事業番号 0300 母子生活支援施設措置に要する経費の減額につきましては、18 節負担金補助及び交付金、母子生活支援施設措置費負担金の減額 366 万円を計上しています。これは、令和 7 年度の決算見込みに合わせて減額するものです。

次に、事業番号 0930 特別保育等に要する経費の追加額につきましては、18 節負担金補助及び交付金に障害児保育促進対策事業等補助金 68 万円を計上しています。これは、令和 7 年度の決算見込みに合わせて増額するものです。

次に、事業番号 1445 児童福祉施設整備に要する経費の減額につきましては、12 節委託料、実施設計等委託料の減額 683 万 3,000 円、14 節工事請負費、施設整備工事費の減額 202 万 9,000 円と合わせて 886 万 2,000 円を計上しています。これは、いずれも令和 7 年度の決算見込みに合わせて減額するものです。具体的な内容は、実施設計等委託料については、当初、内竈保育所と鶴見保育所の 5 歳児保育室の増築にかかる設計委託を対象としていましたが、鶴見保育所については、5 歳児保育室の増築を行わず一時保育室の改修等を行うこととしたため、減額となったものです。

施設整備工事費については、中央保育所の 5 歳児保育室の増築工事の入札減に伴う減額です。

予算書 63 ページをお開きください。

次に、事業番号 1387、修学前教育の振興に要する経費の減額につきましては、18 節負担金補助及び交付金に修学前教育・保育推進支援補助金の減額 750 万円を計上しています。これは、令和 7 年度の決算見込みに合わせて減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書 13 ページをお開きください。

13 ページの一番上に記載があります、1 目民生費国庫負担金についてです。児童手当負担金の減額として 8,279 万円、保育所運営費負担金の追加額として 3 億 888 万円、母子生活支援施設措置費負担金の減額 183 万円を計上しています。これは、それぞれ歳出の事業番号 0291、児童手当支給に要する経費の減額分、事業番号 0295 保育所入所に要する経費の増額分、事業番号 0300、母子生活支援施設措置に要する経費の減額分に伴うものです。

予算書 14 ページをお開きください。

14 ページの中ほどに記載があります、2 目民生費国庫補助金についてです。保育対策総合

支援事業費補助金の減額として 277 万 2,000 円を計上しています。これは、歳出の事業番号 0295 保育所入所に要する経費の保育所等業務効率化推進事業補助金の減額分の 3 分の 2 に当たる額でございます。

予算書 16 ページをお開きください。

16 ページの上から 2 つ目に記載があります、2 目民生費県負担金についてです。児童手当負担金の減額として 1,139 万 7,000 円、保育所運営費負担金の追加額として 1 億 296 万 9,000 円、母子生活支援施設措置費負担金の減額 91 万 5,000 円を計上しています。これは、それぞれ歳出の事業番号 0291 児童手当支給に要する経費の減額分、事業番号 0295 保育所入所に要する経費の増額分、事業番号 0300 都市生活支援施設措置に要する経費の減額に伴うものです。

予算書 17 ページをお開きください。

17 ページの一番上に記載があります、2 目民生費県補助金についてです。保育対策総合支援事業費補助金の減額として 1,779 万 1,000 円、施設型給付等事業費補助金の追加額として 1,778 万 8,000 円を計上しています。

保育対策総合支援事業費補助金の減額は、歳出、0295 事業、保育所入所に要する経費の医療的ケア児保育支援事業委託料及び保育補助者雇上げ強化事業費補助金の減額に伴うものです。施設型給付等事業費補助金の追加額は、歳出 0295 事業、保育所入所に要する経費の保育園運営費負担金の増額に伴うものです。

予算書 22 ページをお開きください。

22 ページの一番上に記載があります、2 民生債についてです。児童福祉施設整備事業債の減額として 910 万円を計上しています。内訳は、1041 事業、放課後児童クラブ施設整備に要する経費の解体設計委託料の減額に伴い 300 万円の減額、1445 事業、児童福祉施設整備に要する経費の実施設設計等委託料及び施設整備工事費の減額に伴う 610 万円の減額です。

予算書 6 ページをお開きください。

繰越明許費補正です。6 ページの上から 2 番目、3 款民生費、3 項児童福祉費、物価高騰対策事業に 449 万 2,000 円と、児童福祉施設整備事業に 653 万 6,000 円を計上しております。

まず、物価高騰対策事業は、歳出予算の事業番号 1429 物価高対策に要する経費の負担金についてです。国の補正予算を受けて大分県が実施する事業への負担金であり、年度内の事業完了が見込めないことから繰越しを行おうとするものです。

次に、児童福祉施設整備事業は、歳出予算の事業番号 1378 児童福祉施設の維持管理に要する経費に計上している施設補修等工事費のうち、西部児童館 2 階高天井照明設備の LED 化工事について、照明器具の需給逼迫により、令和 7 年度中に工事が完了しない見込みとなったため、繰越しを行おうとするものです。

予算書 9 ページをお開きください。

地方債補正です。第 4 表の 2、1 行目の児童福祉施設整備事業の 910 万円の減額については、先ほど歳入 23 款市債で御説明した減額に伴うものです。

以上、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）子育て支援課関係部分の説明を終わります。

続きまして、予算外の議案書 10 ページをお開きください。

議第 21 号別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、令和 7 年 9 月議会にて議決いただき制定したのですが、今回、市町村が条例を定めるに当たり、従うべき基準及び参酌すべき基準を定めた乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。乳児等通園支援事業者を乳児等通園支援事業所に改めるなどの、字句の整

理を行う体制となっています。

次に、予算外の議案書 12 ページをお開きください。

議第 22 号別府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。これは、子ども・子育て支援法の規定に基づき、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度を実施する事業所は、一定の基準を満たす場合は、運営費として乳児等支援給付の支給を受けることができますが、この一定の基準について定めるものです。

この条例を定めるに当たっては、従うべき基準及び参酌すべき基準を定めた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従っています。内容は全 3 章、33 条で構成されており、利用定員に関する基準、運営に関する基準について規定しています。

以上で、子育て支援課関係部分の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員

すみません、児童手当の支給に関してかなり大きな減額というふうになっているんですけども、これの内容として、どういうことがあるのか教えていただけますか。

○穴見子育て支援課長

お答えいたします。

補正予算額が大きくなった理由としましては、令和 6 年 10 月に児童手当の制度改正が行われ、支給対象年齢が中学生までから高校生年代までに拡大され、さらに 18 歳から 22 歳までの兄弟がいる場合に、第 3 子以降の児童の児童手当の金額が 3 万円に増額されることとなりました。

しかしながら、高校生年代に係る公務員世帯数、多子加算に該当する世帯数、単身赴任世帯の数等の把握が困難であり、予算として十分な額を確保したものの、その分ちょっと見込みが多くなって、該当をする人がそこまでなかったという結果、予算残額が発生したため減額補正を計上しているものです。

○美馬委員

支給していくに当たって手当を出していくに当たってね、毎年同じような状態で調べて、結果として人数がそこまでいかなかったというふうな状態になるのかなと思うんですけども、それに関しての調べ方、また支給されていない状態が起きないように、きちっとその制度の見直しもしていただきたいなと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○宇都宮こども部長

児童手当につきましては、毎年、途中で年度途中で支給ができなくなるということ为了避免のために、いつも多めに予算を組ませていただいています。ですので、今回に限らず一応毎年精算という形で、マイナスの減額という形でさせていただいています。申請はしたのはいいいけども、支給予算がなくて足りなかったということを防ぐために、ちょっと多めにしていると。今回は特に対象の拡大がありましたので、いつも以上に多く予算を組ませていただきましたので、額も今年度は大きくなったという、そういう経緯がございます。

○美馬委員
分かりました。

○松川委員長
ほかにいいですか。

○美馬委員

すみません。議第 22 号かな、22 号の中で、各種条例に関しては国から下りてきているんだと思うんですけども、その中で、第 2 節運営に関する基準の中の第 4 条ですね、面談に関してのことが書いてあるかと思うんですけども、括弧書きで映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながらする通話を含むというふうに書いてあるんですね。

以前からも言っていますように、こども誰でも通園制度というのは、やっぱり今まで見ていないお子さんたちを受け入れないといけないという状況になるので、できればきちっと面談をして、それから受け入れるということが一番大切なことではないかなと思っています。その中で、これオンライン通話ということになるんでしょうけれども、そういう状態も含むというのが、ちょっとそれは違うのではないかなというふうに考えているんですけども、ここの点はどのように考えてらっしゃいますか。

○宇都宮こども部長

まずは面談、直接に顔と顔を向き合わせて、お子さんの状態であったり、御家庭の様子、心身ともにどういう状況なのか、世帯も含めてなんですけれども、会ってお話しするということが基本に考えております。ですが、状況によっては例えばそれがかなわない場合もあるかと思しますので、一応そのために念のために入れてるというところで、必ずそちらを多くしていくという意味ではなくて、基本は会ってお話をさせていただくというところで考えています。

○美馬委員

通園事業をする施設もある程度、今までと違って増えるかなというふうには考えていますので、その点に関してはきちっと説明をして、やはり面談が大切であるということを通達していただきたい。もしものときは、もうそれはオンラインでも仕方がないのかもしれませんが、オンラインした後にはしっかり顔を合わせるというようなことも前提として説明をしていただきたいなというふうに考えていますので、お願いしたいと思います。

○宇都宮こども部長

そのとおりに私たちも考えておりまして、やはり園側としましても、知らない、全く知らない子どもを預かるという場合も考えられますので、仮に何らかの事情でオンラインが初回の面談であったとしても、利用する前に必ずもう一度面談をして、直接会ってお話をさせていただくように、そういうふうをお願いをしていく、そういう方針であります。

○松川委員長

ほかにいいですか。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）子育て支援課関係部分について、

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号子育て支援課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 21 号別府市乳幼児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 21 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第 22 号別府市特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 22 号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、子育て支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、こども家庭課関係議案の審査を行います。

議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）こども家庭課関係分について、当局から説明願います。

○宇都宮こども部長

こども家庭課部分につきまして、審査のほどよろしくお願いいたします。

○内田こども家庭課長

それでは、議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）こども家庭課関係部分について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、各事業の執行見込みを踏まえた委託料の減額、不妊治療助成件数の増加に伴う負担金の増額、並びに前年度補助金の精算に伴う国庫返納金の計上が主な内容となっております。

それでは、歳出から説明いたします。

予算説明書 37 ページをお開きください。

下から 2 行目、事業番号 1437 こども家庭センター運営に要する経費の減額 117 万円でございます。内容といたしましては、こども家庭センター利用者支援事業委託料について、夜間休日対応の実績時間数が当初の見込みを下回ったことに伴い、委託料 117 万円を減額計上するものでございます。

次に、41 ページをお開きください。

下から 5 行目の 0857 母子健康相談・教育に要する経費の減額 1,138 万でございます。内訳といたしましては、ウェルネス産後ケア委託料 1,386 万 9,000 円の減額。

一方で、増額として次のページ、42 ページです。不妊治療費等負担金 123 万 9,000 円、国庫返納金 125 万円を計上しており、差引きで 1,138 万円の減額となっております。

まず、41 ページに減額計上しておりますウェルネス産後ケア委託料でございます。本事業は、運営等に関わる費用は、業務全体の運営経費として総額を確定する総価契約により、産後ケアに係る部分は利用組数変動することから、実績に応じて支払う単価契約により実施しております。その結果、契約金額が予定価格を下回ったこと、産後ケアの利用組数が当初目標の300組を下回ったこと、これらの理由により、委託料を減額するものです。

現時点で令和7年度の事業は終了しており、利用組数は、市民対象のZUTTOは154組、市外対象の有料サービスMOTTOは5組でした。利用者アンケートを行い、満足度はおおむね高い評価を得ており、事業自体は適切に実行、実施されております。

予算説明書 42 ページの不妊治療費等負担金についてです。不妊治療費等負担金は、大分県が実施する不妊治療費助成事業に対し、市が2分の1を負担する制度でございます。令和4年4月から不妊治療の一部が保険適用になったことにより、従来の特定不妊治療費助成金は廃止され、現在は先進医療にかかる費用の一部及び不妊検査にかかる費用の助成が実施されています。

負担金算定の対象となる助成件数につきましては、令和5年度が33件であったのに対し、令和6年度は79件、令和7年度は12月25日現在で95件と、想定を上回る増加傾向となっております。このため県の負担金が当初予算を超過する見込みとなり、増額補正を行うものです。

国庫返納金125万円につきましては、巡回支援専門員整備事業委託料及び障害福祉課が実施しております医療ケア児総合支援事業にかかる令和6年度児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金の対象経費確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

次に、事業番号0995母子健康診査に要する経費の減額548万でございます。内容といたしましては、健康診査委託料の減額と国庫返納金の追加によるものです。まず、減額計上しております健康診査委託料につきましては、妊婦健診、産婦健診、乳幼児健診、小4・中2を対象とした児童生徒生活習慣病検診及びピロリ菌検査等を実施するための委託料でございます。これらの検診について、受診者数が当初の見込みを下回ったことから、委託料558万7,000円を減額計上するものです。

国庫返納金の追加額10万7,000円につきましては、母子保健法による産後ケア事業及び産婦健診にかかる令和6年度母子保健費、母子保健衛生費補助金の対象経費確定に伴い、返納金が生じたものでございます。

続きまして、歳入でございます。

予算説明書の14ページをお開きください。

下から4行目になります。3衛生費国庫補助金の母子保健衛生費補助金の減額、40万9,000円並びに児童虐待防止対策総合支援事業費補助金の追加額156万5,000円でございます。まず、母子保健衛生費補助金の減額40万9,000円につきましては、歳出0995母子健康診査に要する経費で御説明いたしました健康診査委託料の減額分に対応するものでございます。

児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金の追加額156万5,000円につきましては、国の令和7年度補正予算において、発達に特性のある子どものアセスメント強化伴走的支援推進事業が新設されたことに伴い、既に実施しております親子教室、発達相談会にかかる事業費が補助金の対象となったことから、既決予算に対する財源補正として追加計上するものです。

以上が、議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）こども家庭課関係部分の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員

すみません、ウェルネス産後ケア事業費委託料から、委託料に関して減額ということで、実際の実績数が300組を予定していたところが、市内が154組、市外が5組ということで、ほとんど半分というふうな状況なんですけれども、これから産後ケア、大事なことで、増やし、やっぱり300組に近い数を上げていくためにどういうふうにしていくかとか、そういう方策を立てるのか、それとも予定数を減らしていくのか、そこら辺はどうですか。

○宇都宮こども部長

お答えします。

利用が伸びなかった課題としまして、周知不足、抽せん方法には、より実施してますので、抽せん方法による申込みから利用までの期間の長さ、あと最低催行人数設定による日程制約があったと分析しているところです。このため、令和8年度より申込み順で利用者を決定していくようなやり方に変更していこうというふうに思っております。

○美馬委員

それで300組、予定数は増やすのか、300組で予算をしていくのかというところなんですけれども、それで大体組数が増えていくというような状況なんでしょうか。

○内田こども家庭課長

今回の事業の目的としまして、まず市民、全産婦の約半数である300組を目標として上げました。目標としましては300組を受け入れる体制を構築するということから始まっておりまして、300組を受け入れる体制が構築できたと考えております。

来年度以降は、利用者数を増やしていく施策、周知等々していきながら、次年度以降の利用者の増加、事業拡大というのは図っていこうと考えております。

○松川委員長

ほかにいいですか。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）こども家庭課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号こども家庭課関係分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、こども家庭課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、スポーツ推進課関係議案の審査を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）スポーツ推進課関係分について、当局から説明願います。

○阿南いきいき健幸部長

それでは、今回提出しておりますいきいき健幸部関係議案の概要について説明させていただきます。

いきいき健幸部におきましては、本部所管課であるスポーツ推進課、健康推進課、保険年金課全てが補正を上げておりまして、3課とも議第1号一般会計補正予算の関係部分を、ほか健康推進課では、議第3号におきまして別府市介護保険事業特別会計補正予算関係部分を、保険年金課では、議第2号及び第4号におきまして国民健康保険事業並びに後期高齢者医療特別会計補正予算関係部分を、そしてこれから順次担当課より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、スポーツ推進課関係部分についてから御審査をお願いいたします。

○豊田いきいき健幸部次長兼スポーツ推進課長

スポーツ推進課長の豊田でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）におけるスポーツ推進課部分について御説明をいたします。

配付資料にて歳出から御説明をいたします。御覧ください。

表の上段、事業番号 0657、体育施設整備に要する経費の減額 4,861 万 2,000 円でございます。この内訳につきましては、委託料の減額 1,000 万 6,000 円、青山プールLED表示板借上げ料の減額 329 万 9,000 円、工事費の減額 3,530 万 7,000 円となっており、主な要因は、工法の再検討や入札差金等となっております。借上げ料につきましては、後ほど債務負担行為の部分において御説明をいたします。

次に、その下の繰越明許費についてでございます。体育施設整備事業の繰越額 5 億 1,006 万 4,000 円でございます。この事業内訳には、右に記載しているとおりでございますが、主な繰越理由につきましては、ボーリング工事の箇所増加や追加の設計委託料が必要になったこと、また、LEDの品物不足により、年度内の納入が困難になったためでございます。

最後に、債務負担行為の廃止でございます。青山プールのLED表示板借上げ料の廃止 3,538 万 8,000 円でございます。これは、水泳競技のタイム等を、タイム等を表示するLED表示板の借上げを現状確認を再度行った結果、中止したことによるものでございます。これにより、冒頭に説明いたしましたとおり、今年度分の 329 万 9,000 円について借上げ料を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。いいですか。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに御質疑がないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号、令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）スポーツ推進課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号スポーツ推進課関係分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、スポーツ推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、健康推進課関係議案の審査を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）健康推進課関係分及び議第3号令和7年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）健康推進課関係分について、当局から説明願います。

○阿南いきいき健康部長

それでは、健康推進課関係分について御審査をよろしくお願いいたします。

○末房健康推進課長

健康推進課長の末房でございます。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）における健康推進課関係部分について御説明いたします。

まず、歳出部分から御説明いたします。

資料を御覧ください。

一番上の表、事業番号 0311 緊急医療に要する経費の追加額についてであります。これは、一般社団法人別府市医師会に委託して、現在、小児初期夜間救急医療事業であります夜間子ども診療を実施しておりますが、令和7年度における本事業の収支につきまして、診療報酬の変更や受診者数の減少などにより、703万9,000円を計上するものです。

関連歳入といたしまして、右側表を御覧ください。①の第二次救急医療対策事業費負担金収入の追加額についてであります。先ほどの夜間子ども診療は、杵築市と日出町との共同事業でありますので、それぞれの市町からの負担金として225万7,000円を計上するものです。

戻りまして、資料左側の歳出を御覧ください。

事業番号 0318 予防接種に要する経費の減額についてであります。これは、令和7年度決算見込みにより、予防接種委託料など1億603万1,000円、予防接種助成金222万2,000円を減額するものです。減額の要因としましては、新型コロナワクチンの令和7年度の接種見込み者数が当初の見込みを8,500人下回ったことによるものです。

事業番号 1364 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の追加額についてであります。これは、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金及び令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種対策、対策費国庫負担金の返納額1,394万5,000円を計上するものです。

続きまして、3段目を御覧ください。

事業番号 0328 健康診査に要する経費の減額についてであります。これは、令和7年度決算見込みにより、検診受診者数は当初の予定を下回ったことに伴い、健康診査委託料を479万6,000円減額するものです。

また、令和6年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業国庫補助金及び健康増進事業費補助金の交付計画の決定に伴い、国庫返納金29万9,000円、県返納金75万4,000円、合わせまして105万3,000円を計上するものです。

同表の3段目、事業番号 1379 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に要する経費の減額についてであります。これは、当初業務委託によるレセプト分析を行う予定でしたが、レセプトデータの受領に時間を要することから、内容を変更して実施したため、計上していた

委託料の 335 万 5,000 円を減額するものです。

関連の歳入といたしましては、右側の②後期高齢者医療広域連合保険事業受託、収入の減額につきまして、同額の 335 万 5,000 円を計上するものです。

続きまして、議第 3 号令和 7 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）における健康推進課関係部分について御説明いたします。

事業番号 4457 介護予防普及啓発に要する経費の減額についてであります。これは、事業実施に伴い、最終的に仕様を見直したことなどにより委託費が削減できましたので、168 万 7,000 円を減額補正するものです。

以上で、健康推進課関係部分の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員

0318 予防接種に要する経費のところで、かなり大きな減額が出ています。コロナワクチン接種で予定していたより 8,500 人下回ったということなんですけれども、これに関してはコロナだけではなくて、ほかの予防接種に関しても入っていると思うんですけれども、その、ほかの状態はどのようになっているのですか。

○末房健康推進課長

お答えいたします。

大きく下がったのは新型コロナワクチンのほうでして、ほかの部分は前年度並みとなっております。

○美馬委員

新型コロナワクチンに関しては、終息しつつまた上りつつという感じで、インフルエンザとともに上がったり下がったりしておりますけれども、今後予定としては国の施策もあるでしょうけれども、市としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○末房健康推進課長

国の定期予防接種の法にのっとって接種をしていく予定としております。

○美馬委員

できれば高齢者も多いことですし、高齢者にとっては今でも大きなリスクになると思いますので、できるだけ、接種に対してもいろいろ後遺症が出たりということで心配もあるかとは思いますが、病院施設とも相談しながらできるだけ広げていていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○松川委員長

いいですか。ほかに。

○美馬委員

すみません、3 号に関してなんですけど、議第 3 号の補正予算に関してなんですけれども、

減額に当たった理由というか、今先ほど説明されたんですけども、ちょっといま一つよく分からないので、もう少し詳しく説明していただけますか。

○末房健康推進課長

この事業は、高齢者の認知症の早期発見を目的として検診を行う事業でありました。大分大学の先生などと相談して、認知症の検査として何が大事かなども相談しながら事業内容を見直したところ、市内の業者でできる内容でしたので、そちらのほうで内容を変更し、仕様を変更したことに伴って減額することができました。

○美馬委員

すみません、ということは、来年度の予算の中には市内で認知症の検査をしていくに当たっての予算立てが出てくるということですか。

○末房健康推進課長

来年度に当たりましては、国の、大分大学の研究事業と一緒にやるなどもちょっと予定をしておりますので、当初予算には組み込まずほかのお金を使えば、そちらのほうで考えております。

○松川委員長

ほかに。いいですか。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに御質疑もないようですので、これより採決を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）健康推進課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号健康推進課関係部分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第3号令和7年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）健康推進課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号健康推進課関係分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、健康推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、保険年金課関係議案の審査を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）保険年金課関係部分及びほか2件について、当局から一括して説明願います。

○阿南いきいき健幸部長

それでは、本部最後であります保険年金課関係部分について御審査をよろしく願いいたします。

○岡崎保険年金課長

保険年金課長の岡崎でございます。保険年金課関係議案につきまして御説明いたします。

補足資料を配付させていただいておりますので、予算書と併せて御確認いただければと思います。

初めに、議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）のうち、保険年金課関係部分について御説明させていただきます。

まず、資料左側上段の歳入でございます。予算書では13ページ及び16ページになります。民生費国庫負担金、国民健康保険基盤安定負担金583万5,000円の増額、及び民生費県負担金、国民健康保険基盤安定負担金1,295万7,000円の減額でございます。資料のAの部分に当たります。この2つの負担金は、被保険者の負担軽減に配慮し、低所得者層等に対して保険税の軽減措置などを講じたことにより、不足する財源について補填されるものですが、国、県ともに負担金額が確定したことに伴い補正するものです。

続いて、後期高齢者医療保険基盤安定負担金1,492万3,000円の減額でございます。資料では、Bになります。これは後期高齢者医療保険被保険者の負担軽減に配慮し、低所得者層等に対して保険料の軽減措置などを講じたことにより、不足する財源について補填されるものですが、県の負担金額の確定に伴い減額補正するものです。

続きまして、資料右側の歳出でございます。予算書では33ページ及び35ページになります。

まず、事業番号1038後期高齢者医療に要する経費999万6,000円の減額でございます。これは大分県後期高齢者医療広域連合の一般会計に対する市町村事務費負担金で、県広域連合の決算見込みによる調整で減額となったものです。

次に、その下の参考歳出、財政課関係部分と書かれた表を御覧ください。

事業番号0261保険基盤安定繰出金についてでございます。保険税軽減分2,116万6,000円の減額、保険者支援分1,166万9,000円の増額でございます。資料では、それぞれAの1、Aの2とさせていただいております。これは、国、県からの負担金を一般会計で受け入れ、それに一般財源を加え、国民健康保険事業特別会計に繰り出すもののため、国、県の負担金増減額に伴い、補正するものでございます。

次に、事業番号0262国民健康保険事業特別会計繰出金の減額でございます。資料ではCを付しておりますが、財政安定化支援事業繰出金は、国保財政の健全化等に資するため、普通交付税措置された額を繰り出すもので、国からの交付税額が確定したことに伴い2,284万1,000円の減額補正をするものです。

資料でDを付しております事務費繰出金は、後ほど御説明します国保特別会計3201事業、賦課徴収に要する経費の減額に伴い496万2,000円を減額補正するものです。

次に、事業番号1039後期高齢者医療特別会計繰出金180万2,000円の減額でございます。資料ではEを付している事業ですが、後ほど御説明します後期高齢者医療特別会計4500事業、保険料徴収に要する経費の減額に伴い、事務費繰出金を増額、減額補正するものです。

次に、事業番号1040保険基盤安定繰出金1,989万8,000円の減額でございます。資料では、Bの1とさせていただいております。これは、県からの負担金を一般会計で受け入れ、それに一般財源を加え、後期高齢者医療特別会計に繰り出すもののため、県の負担金減額に伴い補正するものでございます。

続きまして、議第2号令和7年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。補正予算書では6ページから10ページになります。

資料左側中ほどの歳入から御説明いたします。保険基盤安定繰入金、保険税軽減分2,116万6,000円の減額。続いて、保険基盤安定繰入金、保険者支援分1,166万9,000円の増額、財政安定化支援事業繰入金2,284万1,000円の減額、事務費繰入金496万2,000円の減額でございます。これは、一般会計補正予算で御説明しました国民健康保険事業特別会計への繰出金の額と同額となっているものでございます。

続きまして、資料右側の歳出でございます。

事業番号3201 賦課徴収に要する経費496万2,000円の減額でございます。納税通知書作成業務委託料の入札差額を減額補正するものです。歳入で御説明しました事務費繰入金と同額となっております。

次に、事業番号3257 一般被保険者医療給付費分納付金4,599万円の減額でございます。これは、大分県国保特別会計の納付金につきまして、決算見込みによる調整に伴い減額補正となったものでございます。

次に、事業番号3233 精算返還金1,630万1,000円の増額でございます。これは、令和6年度の県からの特別交付金にかかる精算額確定に伴い、超過交付分を県に返納する経費でございます。

次に、予備費の減額として264万9,000円を計上しております。

以上により、国民健康保険事業特別会計としまして、歳入歳出ともに3,730万円の減額補正となり、補正後の予算は133億716万5,000円となります。

続きまして、議第4号令和7年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書では、36ページから38ページになります。

まず、資料左側下段の歳入ですが、事務費繰入金180万2,000円の減額、保険基盤安定繰入金1,989万8,000円の減額でございます。これは、先ほど一般会計補正予算で御説明しました後期高齢者医療特別会計への繰出金と同額となっているものでございます。

次に、資料右側、歳出を御覧ください。

事業番号4500 保険料徴収に要する経費180万2,000円の減額でございます。これは、納入通知書作成業務委託料の入札差額について、歳入で御説明しました事務費繰入金と同額減額補正するものです。

最後に、事業番号4501 後期高齢者医療広域連合運営等に要する経費1,989万8,000円の減額でございます。これは、県広域連合に対する、納付する保険料等負担金について、歳入で御説明しました保険基盤安定繰入金と同額の減額補正をするものです。これにより、後期高齢者医療特別会計としまして、歳入歳出ともに2,170万円の減額補正となり、補正後の予算は25億4,249万1,000円となるものでございます。

以上3議案につきましては、いずれも決算見込みによる予算調整となるものでございます。

以上で、保険年金課関係部分についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」と発言する者あり）

質疑もないようですので、これより採決を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）保険年金課関係分について、原案

のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号保険年金課関係分については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第2号令和7年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第2号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号令和7年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第4号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、保険年金課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、教育政策課関係議案の審査を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）教育政策課関係分について、当局から説明願います。

○矢野教育部長

教育部では、予算議案1件、その他議案1件を提出させていただいております。

それでは、教育政策課から御説明をさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○森本教育部次長兼教育政策課長

教育政策課から議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）関係部分について、2つの事業費の減額補正及び3つの事業費を増額補正する内容を御説明いたします。歳入予算、歳出予算、相互に関連する部分がございますので、歳出予算から先に御説明をいたします。

予算書60ページ及び66ページを併せて御覧ください。お願いします。

60ページの1402事業及び66ページの1403事業、ともに給食費負担軽減に要する経費の減額は、園児、児童生徒数の見込み人数の減少により、1402私立学校では200万円、1403、公立学校等では1,200万円を減額する、減額補正するものでございます。

次に、61ページ、0553小学校の施設整備に要する経費、62ページ、0566中学校の施設整備に要する経費及び63ページ、0588幼稚園の施設整備に要する経費、以上3事業の増額補正についてでございます。いずれも令和7年度3月補正予算の概要に記載しておりますとおり、国の令和7年度一般会計補正予算に伴う令和7年度学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、学校等の施設整備を行うものでございます。

具体的な工事内容につきましては、小学校費では、境川、石垣、上人、南の各小学校の図

書室ほか空調更新工事、及び鶴見小学校体育館照明のＬＥＤ化工事でございます。中学校費は、鶴見台中学校体育館照明のＬＥＤ化工事でございます。幼稚園費では、山の手幼稚園の保育室等改修工事を行います。いずれも令和８年度に繰越しを行いまして、事業実施を計画をしています。決算見込みによる施設工事費、施設工事費の不用額を減額した結果、予算書 61 ページ、0553 小学校の施設整備に要する経費 4,778 万 5,000 円、続いて 62 ページ、0566 中学校の施設整備に要する経費 1,446 万 1,000 円、続いて 63 ページ、0588 幼稚園の施設整備に要する経費 3,156 万 1,000 円をそれぞれ増額補正いたします。

続きまして、歳入についてです。

先ほど御説明をいたしました歳出予算の増額に伴い、国庫支出金及び市債の追加額を計上しております。

15 ページをお開きください。

教育費国庫支出、国庫補助金の追加額は、小学校費 1,949 万 6,000 円、中学校費 363 万 3,000 円、幼稚園費 196 万 4,000 円、合計は 2,509 万 3,000 円です。

続いて、23 ページをお開きください。

市債の追加額は、小学校債 5,320 万円、中学校債 990 万円、幼稚園債 3,860 万円、合計は 1 億 170 万円です。ただいま御説明をいたしました市債の限度額は、9 ページ下の段から始まります第 4 表の 2、一覧表 10 ページに記載しております。

最後に 6 ページ、繰越明許費、第 2 表の 1 を御覧ください。

小学校、中学校及び幼稚園の施設整備事業は、交付金事業の前倒しとなるため、施設整備工事費及び石綿含有分析調査委託料の全額を令和 8 年度に繰り越すものでございます。

以上で、教育政策課関係部分の説明を終了いたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに質疑もないようですので、これより採決に入ります。

議第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）教育政策課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 1 号教育政策課関係部については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、教育政策課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

○松川委員長

再開いたします。

次に、社会教育課関係議案の審査を行います。

議案第 1 号令和 7 年度別府市一般会計補正予算（第 7 号）社会教育課関係部門及び議第 18 号、別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、当局から一括して説明願います。

○津川社会教育課長

社会教育課の津川です。よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）社会教育関係部分並びに議第18号別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

予算書64ページをお開きください。

歳入予算、歳出予算、相互に関連しておりますので、歳出予算から先に御説明をいたします。

事業番号0601町内公民館活動に要する経費につきましては、公民館長研修視察の県外から県内に変更したことに伴う不用額160万8,000円の減額を計上しております。0612地区公民館施設整備に要する経費につきましては、地区公民館設備工事費の財源110万円を地方債とする財源補正を計上しております。0616少年自然の家施設整備に要する経費につきましては、解体工事延期に伴う未執行額195万円の減額を計上しております。なお、解体工事の予算につきましては、令和8年度当初予算で改めて計上しております。0631美術館施設整備に要する経費につきましては、実施設計等委託料のうち、男女共同参画センター2階部分の改修工事等の実施設計に関して、業者委託を行わず、施設整備課職員の設計により委託料の不用額が発生したため、700万円の減額を計上しております。

65ページをお開きください。

1245別府学創生に要する経費につきましては、昨年度に今年度分も合わせて冊子の印刷を実施しており、今年度の印刷が不要となりましたので、不用額234万3,000円の減額を計上しております。

23ページをお開きください。

歳入予算につきまして御説明いたします。

先ほど説明した歳出補正により、地区公民館設備工事の財源補正に伴う公民館整備事業債の110万円の増額、少年自然の家おじかの解体延期に伴う少年自然の家除却事業債の170万円の減額、美術館改修実施設計減額に伴う美術館整備事業債の850万円の減額を計上しております。

関連いたしまして、10ページに地方債補正の限度額について記載しておりますので御覧ください。

8ページに参ります。8ページをお開きください。

債務負担行為の補正につきまして御説明いたします。少年自然の家除却事業として、令和7年度から8年度で設定されていた債務負担行為限度額を、解体工事の延期に伴い廃止いたします。なお、解体工事の債務負担行為限度額につきましては、令和8年度当初予算において、8年度から9年度で設定し直しております。

事件議案4ページから6ページをお開きください。

議第18号別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。今回の改正は、別府市中央公民館及び別府市市民会館の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、条例を改正しようとするものでございます。

以上、社会教育課関係議案について御説明いたしました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○松川委員長

当局の説明は終わりました。質疑のある方は御発言願います。

○美馬委員

すみません、少年自然の家の解体事業なんですけども、どんどん延びている気がするんですが、来年度から9年度にかけてということですから、これに関してはもうそこで実施できるという状況なんですかね。

○津川社会教育課長

工事につきましては既に設計等も終わっておりますので、こちらのほうは年度当初から取り組んで業者選定を行って、工事のほうをやっていくという予定にしております。

○松川委員長

ほかには。

○加藤委員

議第18号公会堂かな、指定管理を導入するということで、手法については、選び方、もう決定してるのかな。

○津川社会教育課長

これにつきましては、先日1月末から2月にかけてサウンディング調査を実施しております。それに伴いまして、今後協議検討を行って指定管理者制度を導入できるよう取り組んでいきたいということで、まだ選定等、様々なことは決まっております。

○加藤委員

次年度の方針は。条例は変えるけどもできるようにするということなんで、4月以降はどういうつもりなのかということで。

○津川社会教育課長

4月、まだ選定前でございます。指定管理者制度が導入、正式に導入できる前の状態でございますので、今までどおり直営で運営をさせていただきます。

○松川委員長

いいですか。

（「なし」と発言する者あり）

ほかに御質疑がないようでありますので、これより採決を行います。

議第1号令和7年度別府市一般会計補正予算（第7号）社会教育課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第1号社会教育課関係部については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第18号別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録の作成につきましては委員長に一任していただきます。

これもちまして、厚生環境教育委員会の議案審査を終了いたします。

○閉議：12時2分